

令和8年度「地域活性化等起業支援事業」企画・運営業務委託企画コンペ実施要領

1 委託業務の内容

別紙「令和8年度「地域活性化等起業支援事業」企画・運営業務委託仕様書」のとおり

2 参加要件

企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす企業、CSO等とする。

なお、(7)の要件については、資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 佐賀県内に本店、支店又は事務所等を有していること。
- (2) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止処分措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業者の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(7)までの条件を満たすこと。
共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 募集方法

さが産業ミライ創造ベース（以下「RYO-FU BASE」という。）ホームページに企画コンペを実施

する旨の案内を掲載する。

4 企画コンペ及び審査の実施方法

- (1) 企画書、実績書等の資料により、参加者がプレゼンテーションを行う。
- (2) 審査員は、別表1の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。
なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最優秀者の合計点が、評点総計の6割に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。

5 説明会について

応募に当たって参加必須ではないが、本事業の理解のため参加を推奨する。

説明会はRYO-FU BASEのWEB会議システムを利用し、インターネットを介して行う。

- (1) 日 時 令和8年3月3日（火曜日）11時00分

- (2) 説明会参加申込

- ① 申込方法 E-mail

- ② 参加申込先 info@ryofubase.jp

- ③ 記載内容 タイトル：説明会（令和8年度「地域活性化等起業支援事業」企画・運営業務委託）参加申込

本文：会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号

- ④ 提出期限 令和8年3月2日（月曜日）12時00分まで

- (3) 実施方法

- ① 参加申込み後、RYO-FU BASE からWEB会議システムへのアクセス方法などを記載した案内メールを送付する。

- ② ①のメールでの案内に従い（1）で指定した時刻にRYO-FU BASEのWEB会議システムにアクセスし、参加する。

※ 参加に当たりインターネットに接続可能なパソコン（WEBカメラ、マイクを含む）、タブレット、スマートフォンのいずれかを説明会までに参加者自身で用意すること。

※ タブレット又はスマートフォンを使用して参加する場合は、指定のアプリ（Microsoft Teams）を説明会当日までにインストールしておく必要がある（パソコンの場合はインストール不要）。

6 企画コンペの参加申込書等の提出について

企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年3月6日（金曜日）17時まで

- (2) 提出書類

- ① 単独事業者の場合

参加資格確認申請書（様式第1号）、誓約書（様式第4号）、実績書（様式第5号）、会社概要（任意様式）

② 共同事業体の場合

参加資格確認申請書（様式第2号）、共同事業体協定書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）、実績書（様式第5号）、会社概要（任意様式）

※ 様式第4号、様式第5号、会社概要については全構成員分

(3) 提出方法

メールもしくは任意のファイル共有サービス（提出の翌営業日までに受け取り完了の返信がない場合は電話等で確認を行うこと）を使用して提出すること。

(4) 参加資格

参加資格通知は、令和8年3月19日（木曜日）までに書面により通知します。

7 企画書等の提出について

(1) 提出期限 令和8年3月23日（月曜日）17時まで

(2) 提出書類

① 企画書

※企画書には、委託業務の実施体制が確認できる資料を作成すること。

※企画書には、過去に受託した同種の業務実績が確認できる資料を作成すること。

② 見積書

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

③ 会社概要

(3) 提出方法

メールもしくは任意のファイル共有サービス（提出の翌営業日までに受け取り完了の返信がない場合は電話等で確認を行うこと）を使用して提出すること。

8 企画コンペ、審査会の開催について

審査会は RYO-FU BASE の WEB 会議システムを利用し、インターネットを介して行う。

(1) 日 時 令和8年3月27日（金曜日）

※個別の時間については、参加者に別途通知する。

(2) 実施方法

① 企画コンペの参加申込書提出後、RYO-FU BASE から WEB 会議システムへのアクセス方法、プレゼンテーションの時間等をメールにより案内を行う。

② 参加者は①の案内に従い、指定された日時に WEB 会議システムにアクセスし、企画書、実績書等の資料により、プレゼンテーションを行う。

③ 審査委員は、別表1「評価基準」に基づき、審査を行う。

9 結果の通知

企画コンペの結果は、令和8年3月31日（火曜日）までにすべての参加者に対し通知する。

10 実施スケジュール（予定）

令和8年2月20日（金）

ホームページでの公募開始

令和8年3月2日（月）12時00分

説明会参加申込期限

令和8年3月3日（火）11時00分

説明会（WEB開催）

| | |
|---------------------|------------------|
| 令和8年3月6日(金) 17時00分 | 企画コンペ参加申込期限 |
| 令和8年3月23日(月) 17時00分 | 企画書等提出期限 |
| 令和8年3月27日(金) | 企画コンペ、審査会(WEB開催) |
| 令和8年3月31日(火) | 委託業者決定 |
| 令和8年4月上旬 | 契約、事業着手 |

11 企画コンペの取りやめ等

- (1) 審査員への接触など企画コンペを公平に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により企画コンペをすることができないと認められるときは、その執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とし、企画コンペに参加できないこととする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

13 費用負担

プレゼンテーション、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

14 留意点

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、RYO-FU BASEと受託業者が協議を行い、決定する。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。この場合、次順位の者と契約を協議する。
- (7) 企画コンペについての問い合わせは、メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (8) 説明会及び企画コンペ参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (9) 本事業については、令和8年度地域未来交付金(地域未来推進型(移住・起業・就業事業))

が不交付となった場合は中止する。

- (10) 本事業については、佐賀県からの補助金により運営されているものであり、当該補助金の交付決定がなされなかった場合には、本業務の委託手続きについて中止の措置を行うものとする。
なお、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。

15 留意事項

- (1) 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 企画提案書の受領後、RYO-FU BASEが必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求められることがある。
- (3) 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

16 業務の委託契約

- (1) 企画提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。
- (2) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続きを行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (3) 委託費については事業終了後、請求により支払うものとするが、前金払（委託費の30%以内を上限とする。）も可能とする。

17 問合せ先

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース（RYO-FU BASE）

担当者：戸嶋

所在地：〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル4階

電話：0952-25-8822

メール：info@ryofubase.jp

18 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。

なお、RYO-FU BASEにおける個人情報の取扱については、RYO-FU BASE HP 上個人情報保護方針で定めている。